

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五條市長

市町村名 (市町村コード)	五條市 (29207)
地域名 (大字名)	宇智地区 六倉町集落
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・耕作者が高齢化しているが、後継者の確保が進んでおらず、農用地の草刈り等の保安全管理に支障が出つつある。
 ・農産物の価格の低迷、物流コスト・農業機械の高騰等により、小規模の経営面積では採算がとれない。
 ・水田の水持ちが悪く、1筆当たりの面積が小さい、農道の道幅が狭い等の耕作条件改善や鳥獣害対策等にも課題が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・後継者不在等の担い手に関する課題に向け、集落営農組織を立ち上げており、共同活動による営農の効率化を図っている。今後も更なる効率化を目指し、後継者不在農地の管理も検討していく。
 ・将来は集落営農組織の法人化により、農地の集積・集約を進め、限られた担い手でも集落内の農地を維持できる体制の強化を目指す。
 ・当該地区の主要農産物である米等、市の特産である柿以外の農産物についても、ブランド力の向上を図り、強い農業地域づくりを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・協議の場の開催等により確認した耕作者が管理する農用地と多面的機能支払交付金及び中山間地域等農業直接支払交付金の対象農用地を区域とする。
 ・多面的機能支払交付金及び中山間地域等農業直接支払交付金の対象農用地について、当該交付金の管理台帳に整理している面積を採用する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・法人化後は、集落内の農用地を集落営農組織に集積し、農地の利用に当たっては、法人と個別の担い手のブロックローテーション等で利用調整を行っていく。 ・農地の受け手の負担が必要以上に大きくならないよう、協議の場等を活用したお互いの意向確認に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・集約に当たっては、必要に応じて農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・当該地区の農用地の効率的な維持管理に向けて集落営農組織を立ち上げたが、持続できる農地維持のため耕作条件の改善が強く求められる。今後は基盤整備事業の要望等、農地維持の安定化の方策を検討していく。 ・改善すべき圃場条件としては、農業の機械化に向けた大型機械導入のための農道拡幅、高収益作物の栽培拡大に向けた用排水路の整備や暗渠設置等が特に重要である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織を法人化し、人材の育成、人件費を賄うための収益性向上を図る。 ・協議の場等を活用し、外部人材や地域内の新たな担い手の発掘に努める。 ・新たな担い手が現れた際は、地域に馴染めるよう集落の会合等への参加を誘いかける等、受入れ体制を整理するよう努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・水稻管理作業の負担軽減のため、ドローンを使った防除作業を外部委託する。 ・小麦について、刈り取り以降の作業をJAIに作業委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・多面的機能支払交付金及び中山間地域等農業直接支払交付金により農用地の保全管理を行う。
- ・各種事業を活用した鳥獣害防護柵の増設、更新を進め、被害の軽減化を図る。
- ・集落営農活性化プロジェクト促進事業を活用し、効率化に必要な機械・施設の整備を図る。